

ふのはら

10月号

令和 2 年
(2020年)
No.497



都民の森

クライミングウォール

・・・主な内容・・・

| | |
|----------------------------|-----|
| 令和元年度 決算のあらまし | 2～7 |
| 村内空き家調査を実施します | 8 |
| 会計年度任用職員募集のお知らせ | 10 |
| インフルエンザ予防接種についてのお知らせ | 19 |
| 今後の各種イベントの中止について | 23 |

令和元年度 決算のあらまし

令和元年度における村の歳入歳出決算について、一般会計を中心にお知らせいたします。

令和元年度は、少子・高齢化対策をはじめとする福祉施策、生活基盤の整備・充実、自然との共生、教育の充実、過疎対策等に向け、さまざまな事業を行いました。

主なものとしては、バス路線の維持、ひのほら緑（力）創造事業（沿道立木の伐採等）、定住促進（空家）補助事業、保育所運営委託、後期高齢者医療費助成、獣害対策事業、森林再生（間伐）事業、水の浸透を高める枝打ち事業、トイビレッジ事業、地場産材活用事業、エコツーリズム推進事業、じゃがいも焼酎関連事業、農道・林道の整備、村道の整備、村営住宅関連事業、消防事務委託、児童・生徒通学費補助、高校生等通学費補助、人材育成事業などを行いました。

決算規模は、歳出総額で36億274万8,722円と対前年度比3.1%の増となっております。

また、平成19年度決算より公表が義務付けられました健全化判断比率・資金不足比率については、実質公債費比率が5.0%となり、他の指数についても基準を下回っており、健全な状況を維持しています。

※決算書・予算書は、役場及び村の各施設の休憩所等に置いてありますので、ご覧ください。

令和元年度一般会計・特別会計・歳入歳出決算総括表

(単位：千円)

| 区 分 | 歳入 | | | 歳出 | | | 歳入歳出 差引残金 | |
|------------------|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------------|-------|
| | 予算額 | 決算額 | 比較 (%) | 予算額 | 決算額 | 比較 (%) | | |
| 一 般 会 計 | 3,769,094 | 3,716,776 | 98.6 | 3,769,094 | 3,602,749 | 95.6 | 114,027 | |
| 特 別 会 計 | 国民健康事業勘定 | 381,133 | 381,467 | 100.1 | 381,133 | 374,246 | 98.2 | 7,221 |
| | 保険診療施設勘定 | 238,734 | 235,058 | 98.5 | 238,734 | 232,562 | 97.4 | 2,496 |
| | 簡易水道 | 75,981 | 75,885 | 99.9 | 75,981 | 74,284 | 97.8 | 1,601 |
| | 都民の森 管理運営事業 | 133,521 | 133,521 | 100.0 | 133,521 | 124,739 | 93.4 | 8,782 |
| | 下水道事業 | 374,037 | 373,861 | 99.9 | 374,037 | 371,026 | 99.2 | 2,835 |
| | 介護保険 | 517,463 | 518,797 | 100.3 | 517,463 | 509,306 | 98.4 | 9,491 |
| | 介護サービス事業 | 62,125 | 62,776 | 101.0 | 62,125 | 61,664 | 99.3 | 1,112 |
| 後期高齢者医療 | 83,526 | 84,175 | 100.8 | 83,526 | 82,571 | 98.9 | 1,604 | |
| 合 計 | 5,635,614 | 5,582,316 | 99.1 | 5,635,614 | 5,433,147 | 96.4 | 149,169 | |

※千円未満の端数処理により円単位の決算額と差が出る場合があります。

※翌年度繰越額がある会計の歳入差引残額には、翌年度へ繰り越すべき財源も含まれています。

一般会計の実質収支額は
1億99万円6千円

※繰越事業分の13,031千円は除きます。

歳入総額 **37億1,677万6千円**

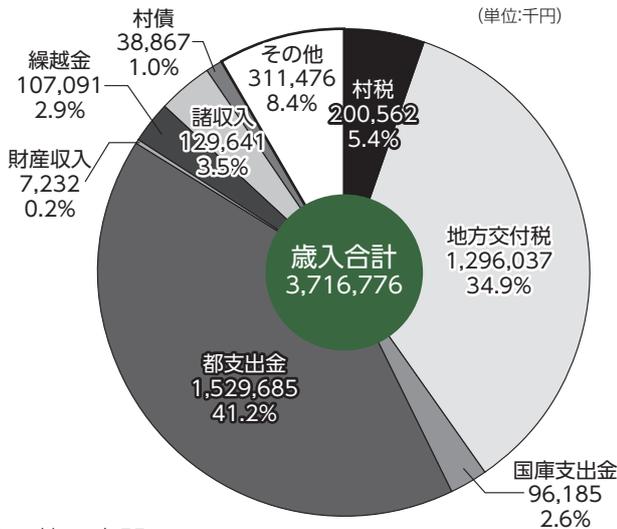
歳出総額 **36億274万9千円**

※ 一般会計決算額の中には、各特別会計への繰出金635,115千円が含まれております。

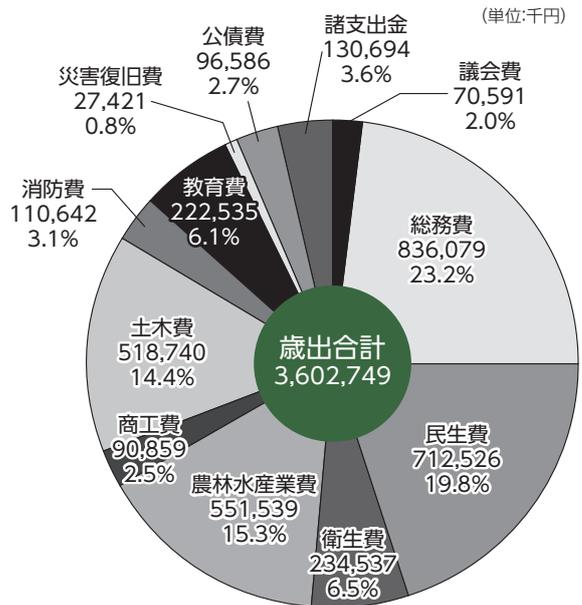
(単位：千円)

| 区 分 | 繰出金額 | 区 分 | 繰出金額 |
|---------|--------|----------|---------|
| 事業勘定 | 51,583 | 都民の森 | 124,914 |
| 診療施設勘定 | 16,771 | 下水道事業 | 221,775 |
| 簡易水道 | 10,394 | 介護保険 | 127,919 |
| 後期高齢者医療 | 53,708 | 介護サービス事業 | 28,051 |
| 合 計 | | | 635,115 |

款別歳入内訳



目的別決算内訳



その他の内訳

| | | |
|-------------|---------|-----|
| 地方譲与税 | 22,515 | 0.6 |
| 利子割交付金 | 265 | 0.0 |
| 配当割交付金 | 1,319 | 0.0 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 809 | 0.0 |
| 地方消費税交付金 | 38,243 | 1.0 |
| 自動車取得税交付金 | 3,181 | 0.1 |
| 環境性能割交付金 | 1,124 | 0.0 |
| 地方特例交付金 | 1,500 | 0.0 |
| 交通安全対策特別交付金 | 1,221 | 0.0 |
| 分担金及び負担金 | 4,260 | 0.1 |
| 使用料及び手数料 | 30,176 | 0.8 |
| 寄附金 | 6,042 | 0.2 |
| 繰入金 | 200,821 | 5.4 |

人件費

職員の給与や議会議員・各種委員会の委員等に支給される報酬などです。

物件費

賃金・旅費・役務費・委託料などの消費的経費で、公共施設の維持管理費なども含まれます。

扶助費

高齢者・児童・心身障害者などの方を援助するための経費です。

補助費等

村民や団体に対する助成金、阿伎留病院企業団などの一部事務組合への負担金などです。

普通建設事業費

公共施設の建設にかかる経費などで、令和元年度は林道改修・開設工事、村道改良工事、庁舎空調設備等改修工事、おもちゃ等工房建設工事、村営住宅建設工事、旧高橋家住宅駐車場造成工事などを行いました。

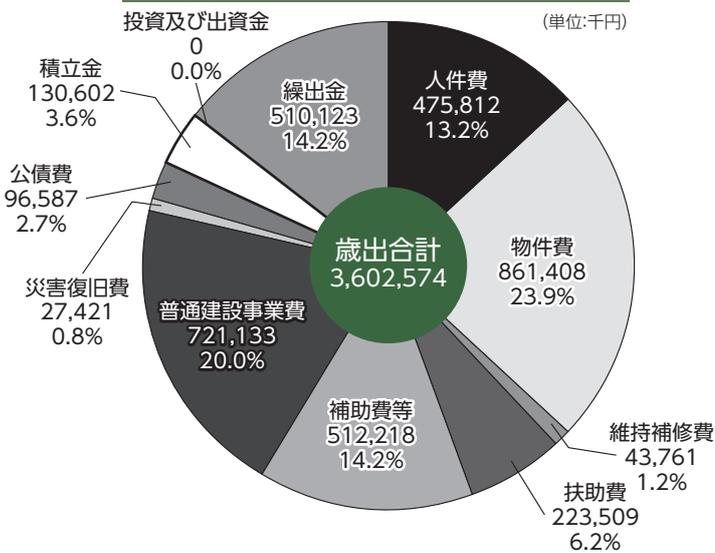
公債費

事業などを行う際に借り入れた村債(借金)の償還金です。歳出に占める割合が大きにならないよう、計画的な借り入れを行っています。

積立金

今後の財政運営・公共施設整備のために基金として積み立てたものです。(利子を含む。)

性質別決算の状況



性質別決算については、普通会計(一般会計・都民の森管理運営事業特別会計を合算)の数値となります。

令和元年度に行った主な事業

●総務費

| 事業名 | 事業費 |
|------------------------------------|---------|
| 建物解体工事（白倉地区） | 3,780 |
| 旧共励小学校グラウンド設備改修工事 | 2,574 |
| やまびこ運行委託 | 18,816 |
| ウッドスタート事業実施委託 | 2,134 |
| 農業交流イベント実施業務委託 | 2,000 |
| じゃがいも焼酎製造工場等実施設計業務委託 | 7,865 |
| 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会機運醸成事業業務委託 | 1,999 |
| 地域おこし事業補助 | 1,508 |
| ものづくりチャレンジ支援事業補助 | 2,077 |
| 企（起）業誘致優遇制度補助 | 32,054 |
| 河川活用活性化事業補助 | 1,000 |
| 庁舎空調設備等改修工事 | 166,870 |
| 南郷コミュニティセンター改修工事 | 6,193 |
| 修景地整備委託 | 84,045 |
| 地場産材活用対策奨励事業交付金 | 19,026 |
| 地場産材活用対策作業道開設事業交付金 | 2,500 |
| 日照の確保事業補助 | 1,870 |
| 沿道景観等修景立木補償 | 11,978 |
| 振り込み詐欺防止機能付電話機設置事業 | 303 |
| バス路線維持費補助 | 26,968 |
| 自治会館建設費補助 | 994 |
| 定住促進（空家）補助 | 9,876 |
| テレビ共同受信施設組合等補助 | 660 |

●民生費

| 事業名 | 事業費 |
|----------------------|--------|
| 社会福祉協議会補助 | 21,649 |
| 福祉作業所運営委託 | 13,204 |
| 社会適応支援事業委託 | 2,960 |
| 高齢者世帯等ごみ回収業務委託 | 2,527 |
| 相談支援事業委託 | 3,300 |
| 障害者日中活動系サービス推進事業補助 | 5,820 |
| 重度障害者タクシー乗車料金等助成 | 468 |
| 障害者自立支援給付費 | 77,422 |
| 高齢者クラブ補助 | 1,265 |
| シルバー人材センター補助 | 18,040 |
| 高齢者先進安全自動車購入費補助 | 9,102 |
| 高齢者の自動車運行の安全確保に関する補助 | 720 |
| 高齢者住宅改造成 | 1,513 |
| 後期高齢者医療費助成 | 7,967 |
| 児童館運営委託 | 13,905 |
| 乳幼児・子ども医療費助成 | 4,026 |
| 保育所運営委託（管内、管外） | 94,993 |
| 出生祝金 | 850 |
| 子育て支援保育料等補助 | 2,356 |
| 子育て支援学校給食費補助 | 2,878 |
| 高校生等通学費補助 | 4,291 |
| 乳幼児育児用品助成 | 1,502 |

●衛生費

| 事業名 | 事業費 |
|------------------------|--------|
| 予防接種委託 | 5,941 |
| 人間ドック検査委託 | 790 |
| 総合がん検診委託 | 6,298 |
| 薪燃料製造施設運営委託 | 1,372 |
| し尿汲取委託 | 16,341 |
| し尿汲取不可能世帯及び浄化槽設置家庭清掃補助 | 1,443 |
| 一般廃棄物収集業務委託 | 34,688 |

●農林水産業費

| 事業名 | 事業費 |
|----------------------|--------|
| 有害鳥獣駆除委託 | 1,550 |
| 猿追い払い事業委託 | 4,400 |
| 獣害対策くくり農設置委託 | 975 |
| 加害獣侵入防止対策事業電気柵設置原材料費 | 5,804 |
| 農作物獣害防止対策補助 | 1,984 |
| シカ害防止対策事業委託 | 2,316 |
| 森林再生事業間伐作業委託 | 63,554 |
| 水の浸透を高める枝打ち事業作業委託 | 36,449 |
| 教育の森管理運営委託 | 10,704 |
| ふるさとの森管理運営委託 | 4,425 |

（単位：千円）

| | |
|--------------------|--------|
| トイビレッジ事業コンサルティング委託 | 2,750 |
| おもちゃ美術館実施設計委託 | 22,102 |
| おもちゃ等工房建設工事 | 29,880 |
| 旧北檜原小学校解体工事 | 20,570 |
| おもちゃ等工房備品購入 | 11,810 |
| 笹野向林道開設工事 | 44,784 |
| 立山林道開設工事 | 48,361 |
| 鋸山林道補修工事 | 12,600 |

●商工費

| 事業名 | 事業費 |
|-----------------------|--------|
| あきる野商工会補助 | 2,817 |
| プレミアム付商品券事業 | 1,417 |
| 公衆トイレ清掃委託 | 1,519 |
| 河川清掃委託 | 3,164 |
| 森林資源を活用した魅力創出事業委託 | 4,358 |
| 遊歩道補修整備委託 | 2,494 |
| じゃがいも焼酎製造工場等建設材製材業務委託 | 4,999 |
| 観光駐車場整備意向調査業務委託 | 1,000 |
| エコツーリズム推進協議会交付金 | 15,000 |
| 檜原村観光協会補助 | 4,642 |
| 弘沢の滝まつり実行委員会補助 | 7,000 |

●土木費

| 事業名 | 事業費 |
|----------------|---------|
| 道路用地等登記事務委託 | 5,130 |
| 板東沢残土処分場建設工事 | 24,757 |
| 地籍調査測量委託 | 9,779 |
| 村道維持補修工事 | 14,704 |
| 村道第70号倉掛線舗装工事 | 9,826 |
| 村道第67号給角沢線舗装工事 | 9,965 |
| 村道第68号落合線舗装工事 | 3,654 |
| 村道除雪費補助 | 409 |
| 橋梁維持補修工事 | 1,635 |
| 河川工事 | 1,199 |
| 村営住宅建設工事 | 173,180 |

●消防費

| 事業名 | 事業費 |
|----------------------|--------|
| 消防事務委託 | 57,710 |
| 水利道改修工事 | 1,971 |
| 消防用備品購入 | 1,918 |
| ハザードマップ作成委託 | 1,813 |
| 地域防災計画改定業務委託 | 2,794 |
| 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断等補助 | 2,005 |
| 災害用非常食購入 | 2,154 |

●教育費

| 事業名 | 事業費 |
|--------------------------|--------|
| 学校安全管理委託 | 1,509 |
| 児童・生徒通学費補助 | 5,101 |
| 小学校放送設備交換委託 | 1,502 |
| 臨海学園補助 | 523 |
| 遠足及び校外学習等補助 | 539 |
| 特色ある学校づくり補助 | 185 |
| 英語・数学・漢字検定受験料補助 | 93 |
| スポーツ振興事業実施委託 | 1,490 |
| 自転車レース東京ヒルクライム大会実行委員会負担金 | 997 |
| 重要文化財小林家住宅管理委託 | 5,450 |
| 旧高橋家住宅駐車場造成工事 | 16,209 |
| モノレール改修工事 | 6,305 |
| 村技芸保存奨励金 | 900 |
| 子ども国際音楽祭負担金 | 666 |
| 利島交流事業補助 | 3,864 |
| 中学生海外派遣事業 | 6,430 |
| オーストラリア交流生受入れ事業補助 | 873 |
| 学校給食用電気式炊飯器購入 | 1,188 |

●災害復旧費

| 事業名 | 事業費 |
|-------------------|--------|
| 台風19号に伴う林道災害復旧工事 | 13,193 |
| 台風19号に伴う村道等災害復旧工事 | 4,535 |

財政規模

| 区 分 | 金 額 等 |
|----------------|--------------|
| 基準財政需要額(錯誤調整後) | 1,315,386 千円 |
| 基準財政収入額(錯誤調整後) | 217,309 千円 |
| 標準財政規模 | 1,404,913 千円 |
| 財政力指数(単年度) | 0.163 |
| 実質公債比率(3ヵ年) | 5.0 % |
| 経常収支比率 | 81.3 % |

保険給付等

| 区 分 | | 金 額 等 | |
|---------------------|--------------|--------------|--------|
| 令和2年 3月31日 現在 | 人 口 | 2,125 人 | |
| | 世 帯 | 1,156 世帯 | |
| | 年間平均 国保加入 | 人 口 | 633 人 |
| | | 世 帯 | 421 世帯 |
| | 加 入 率 | 人 口 | 29.8 % |
| 世 帯 | | 36.4 % | |
| 保険税 | 医療給付分 | 26,622,695 円 | |
| | 介護給付分 | 3,609,498 円 | |
| | 後期高齢者支援金分 | 8,738,957 円 | |
| | 合 計 | 38,971,150 円 | |
| 1人当り保険税 | | 61,566 円 | |
| 1世帯当り保険税 | | 92,568 円 | |
| 保険給付費総額 | | 228,678 千円 | |
| 1人当り給付費 | | 361,261 円 | |
| 総受診件数 | | 8,348 件 | |
| 高額療養費件数 | | 502 件 | |
| 高額療養費 | | 30,944 千円 | |
| 出産育児一時金(件数) | | 2 件 | |
| 出産育児一時金 | | 799 千円 | |
| 葬祭費(件数) | | 9 件 | |
| 葬 祭 費 | | 450 千円 | |

基金の現況

(単位:千円)

| 基金の現況区分 | | 令和元年度末現在額 |
|------------------|-------------|-----------|
| 一 般 会 計 | 財政調整基金 | 2,430,947 |
| | 災害対策基金 | 10,953 |
| | 教育施設基金 | 113,140 |
| | 学校跡地利用整備基金 | 43,600 |
| | 観光施設整備基金 | 38,980 |
| | 社会福祉基金 | 591,593 |
| | 減債基金 | 74,624 |
| | 土地開発基金 | 200,636 |
| | 公共施設整備基金 | 1,457,512 |
| | 人材育成基金 | 180,721 |
| | 移住定住促進基金 | 50,001 |
| | 森林整備活用基金 | 11,919 |
| | 災害復旧・復興基金 | 116,323 |
| | 小 計 | 5,320,949 |
| 特 別 会 計 | 国民健康保険基金 | 1,272 |
| | 診療施設運営基金 | 50,269 |
| | 医師退職手当基金 | 15,096 |
| | 簡易水道事業基金 | 20,922 |
| | 介護保険給付費準備基金 | 44,609 |
| 小 計 | 132,168 | |
| 合 計 | 5,453,117 | |

診療の状況

| 区 分 | 金 額 等 |
|------------|------------|
| 一般診療件数 | 7,831 件 |
| 歯科診療件数 | 1,651 件 |
| 診療収入 | 141,311 千円 |
| 医薬品衛生材料購入費 | 50,211 千円 |

村が借りているお金(村債)

(単位:千円)

| 区 分 | 件数 | 令和元年度末残金 | 元金償還金に対する財政支援 | 実質償還残額 | 備 考 | |
|------------------|---------|-----------|---------------|---------|----------|--|
| 一 般 会 計 | 過疎対策事業債 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 辺地対策事業債 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 東京都振興基金 | 0 | 0 | 0 | | |
| | その他の地方債 | 28 | 982,936 | 982,936 | 0 | |
| | 小 計 | 28 | 982,936 | 982,936 | 0 | |
| 簡易水道特別会計 | 4 | 40,655 | 8,538 | 32,117 | | |
| 下水道事業特別会計 | 56 | 1,621,311 | 898,382 | 722,929 | 過疎、辺地債含む | |
| 合 計 | 88 | 2,644,902 | 1,889,856 | 755,046 | | |

※村債については、交付税によって後年度に財政支援されるものをなるべく選択して起債しています。

過疎対策債については70%、辺地対策債については80%、減税補てん、臨時減収補てん、臨時財政対策債については、100%、簡易水道については0~23%、下水道事業については45~100%の率で普通交付税の算定に元利償還額が算入される予定です。

このため、令和元年度末で約26億4,490万円の起債残高があっても、実質の償還残額は約7億5,500万円となります。

人 件 費

(単位:千円、人)

| 区 分 | 議員報酬手当 | 各種委員等報酬 | 村長三役給与 | 職員給等 | その他 | 計 | 職員数 | |
|------------------|-----------|---------|--------|---------|---------|---------|--------|---|
| 一般会計 | 38,632 | 30,792 | 35,989 | 228,390 | 106,064 | 439,867 | 38 | |
| 特 別 会 計 | 国保 会 計 | | | | | | | |
| | 事業勘定 | | | | 14,358 | 4,135 | 18,493 | 2 |
| | 診療施設勘定 | | | | 58,821 | 15,961 | 74,782 | 8 |
| | 簡易水道会計 | | | | 10,584 | 3,034 | 13,618 | 2 |
| | 都民の森会計 | | | | 28,579 | 7,366 | 35,945 | 5 |
| | 下水道事業会計 | | | | 8,315 | 2,215 | 10,530 | 2 |
| 介護保険会計 | | | | 16,113 | 4,454 | 20,567 | 3 | |
| 合 計 | 38,632 | 30,792 | 35,989 | 365,160 | 143,229 | 613,802 | 60 | |

(職員数:令和2年3月31日現在)

財政健全化判断比率・資金不足比率について

令和元年度の決算に基づき、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」の規定による健全化判断比率等（財政指標）を算定し、次のとおり算定結果（暫定値）がまとまりましたので、財政健全化法の規定に基づき、健全化判断比率等をお知らせします。

（早期健全化基準、財政再生基準を上回るかどうかの判定をするものです。）

財政健全化法とは

従来の再建法では、地方自治体（地方公共団体本体の会計）において赤字額が標準財政規模（※）の20%を超えるといきなりレッドカードが出て財政再建団体となり、イエローカードともいえる注意喚起の段階がありませんでした。また、特別会計や企業会計にいくら累積赤字があっても財政再建団体とならず、地方公共団体全体の姿を反映したものではありませんでした。

財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政悪化をチェックするとともに、特別会計や企業会計も併せた連結決算により地方公共団体全体の財政状況をより明らかにしようとするものです。

（※）標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。

1 財政指標算定結果の概要

（1）村財政の早期健全化・再生に関する指標

健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）は、いずれも「早期健全化基準」に該当しませんでした。

| | ①実質赤字比率 | ②連結実質赤字比率 | ③実質公債費比率 | ④将来負担比率 | ⑤資金不足比率 |
|-----------|---------|-----------|----------|---------|---------|
| 元年度算定結果数値 | △7.81 | △9.84 | 5.0 | △317.6 | — |
| 早期健全化基準 | 15.0 | 20.0 | 25.0 | 350.0 | 20.0 |
| 財政再生基準 | 20.0 | 30.0 | 35.0 | — | — |

（2）公営企業の経営健全化に関する指標

各公営企業会計における資金不足比率は、資金不足を生じた公営企業はないため、「経営健全化基準」に該当しませんでした。

2 村財政の早期健全化・再生に関する指標（健全化判断比率）についての説明

① 実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：15.0%】

一般会計等を対象とした実質赤字額の、標準財政規模（人口、面積等から算定する該当団体の標準的な一般財源の規模）に対する比率であり、これが生じた場合には赤字の早期解消を図る必要があります。

なお、令和元年度の檜原村の一般会計等の実質収支は黒字であり、実質赤字は生じておらず、**実質赤字比率は該当しません。**

② 連結実質赤字比率

該当なし 【早期健全化基準：20.0%】

公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額（または資金不足額）の、標準財政規模に対する比率であり、これが生じた場合には問題のある赤字会計が存在することとなり、赤字の早期解消を図る

必要があります。

なお、令和元年度の檜原村の一般会計等の実質赤字及び公営企業会計の資金不足はいずれも生じておらず、**連結実質赤字比率は該当しません。**

③ 実質公債費比率

5.0% 【早期健全化基準：25.0%】

一般会計等が負担する元利償還金などの、標準財政規模に対する比率（過去3ヵ年の平均）であり、18.0%を超えると起債の許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。令和元年度の比率は、5.0%となっており、健全な財政運営であるといえます。

④ 将来負担比率

該当なし 【早期健全化基準：350.0%】

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率であり、これらの負債が将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すストック指標です。

この比率が高い場合、将来これらの負担額を実際に支払う必要があることから、今後の財政運営が圧迫されるなどの問題が生じる可能性が高くなります。

令和元年度末において、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債額を、充当可能財源（基金等）が上回っているため、**将来負担比率は該当しません。**

⑤ 公営企業の経営健全化に関する指標（資金不足比率）について

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率であり、経営健全化基準（20%）以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

令和元年度においては、簡易水道事業、下水道事業とも資金不足が生じた公営企業はないため、**資金不足比率は該当しません。**

上記の5指標の算定結果で、檜原村はすべてにおいて早期健全化基準を大きく下回っており、従来からあります別掲の財政指標中の経常収支比率も81.3%（平成30年度81.6%）であり、檜原村の財政は引き続き健全な状況を維持しています。

しかし、自主財源が少ない村においては、公共施設の整備等に必要な資金として村が借り入れる起債につきましては、交付税によって後年度に財政支援されるものを選択するなど、今後も行財政改革に努めながら健全かつ確実な財政運営に努めていきます。

〈広告〉

電気のことなら何でもご相談ください！



電気工事

豊富な季節家電



洗剤自動投入
洗濯機



自動洗浄
トイレ

補聴器の
お取扱い



比べてみれば、やっぱり近くの電気屋さん♪





アコス三十三電気

五日市店 あきる野市五日市20
☎ (042)596-1326
☎ (042)596-2514

お知らせ

檜原村に住み続けるための 土地造成事業補助金について

檜原村では居住可能な土地が少なく、住宅用地の造成工事に係る費用も平坦地に比べてかかることから、村内に自己所有の住居を有し居住している方が引き続き村内に住み続けるために、その住居が建っている土地及び隣接する本人の土地に住居を新築、増改築等を行うための土地の造成工事の一部を補助します。

補助金を受けることができる方

村内自己所有の住居に10年以上継続して居住し、補助金交付後も引き続き10年以上居住する意思のある方。

造成工事とは

自らが居住している家屋の建替え、増改築等に伴い、新たに必要となる土地（※）の造成工事（石積、ブロック積等）をいいます。※補助対象者が自ら居住に使用する土地をいいます。

補助金額

村内の建設業者との請負契約を締結し、支払いをした造成工事代金の2分の1（上限100万円）

詳しい内容・条件等は、下記へお問い合わせください。

※檜原村住宅・建築物土砂災害対策改修補助金とは、異なる補助金です。

◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

村内空き家調査を実施します

村では、住宅施策及び定住化施策の推進を図るため、村内の空き家調査を下記のとおり実施いたします。また、地域の安全性確保のため、倒壊しそうな老朽危険家屋の確認も同時に行いますので、ご協力の程よろしくお願い致します。

調査期間 令和2年10月12日（月）～11月30日（月）

調査地域 檜原村全域

調査内容 目視による空き家確認及び写真撮影

調査員 檜原村シルバー人材センターの会員が調査します。

※調査員は檜原村の腕章を付けて調査します。

空き家情報やご質問、ご不明な点等ありましたら、下記までお問い合わせ下さい。

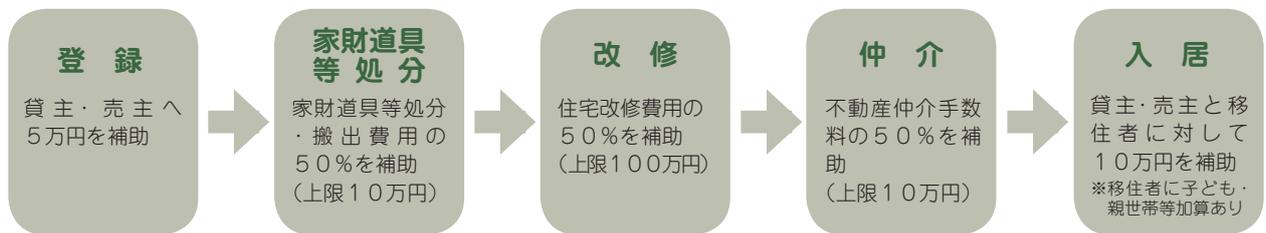
◎ お問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556

檜原村定住促進空き家活用事業をご存知ですか？

檜原村に住みたいと思っている人がたくさんいます！
空き家を「貸して」「売って」ください！

檜原村では、年々増加する空き家の有効活用と檜原村に移り住みたいという方の支援をするため、下記のとおり空き家に対する補助事業を実施しています。

■事業の概要（村から以下の金額が補助されます）



※詳しい条件等は、下記へお問い合わせください。

■貸売すると良いこと

- ・空き家に人が住むことで建物が維持管理されます（家がキレイになります！）
- ・空き家の維持管理は借主、買主になります（楽になります！）
- ・家賃・売却益が得られます（お孫さんに何か買ってあげられます！）
- ・村に新しい人が住むことで村が元気になります（地域貢献になります！）

■このままだと…

- ・空き家の老朽化が進みます（家が倒壊する可能性も・・・）
- ・空き家の管理（掃除、草刈りなど）が大変です（時間もかかるし疲れます）
- ・空き家は使っていないなくても税金がかかります（もったいない）
- ・村に住みたい人は家がないため村に住めません（村の活気がなくなります）

◎ 問い合わせ先 企画財政課むらづくり推進係 TEL 042-519-9556
(檜原村地域おこし協力隊)

お知らせ

〈広告〉

建築一式工事業

都知事許可(般-26)第87705号

(有)吉澤工務店

代表取締役 吉澤 伸行

檜原村2733-2

(代)TEL 598-0551 FAX 598-1008
日の出町事務所・工場 TEL 597-0984

24時間年中無休で安心をお届けします

◆営業品目◆

各種消火器・住宅用火災警報器・防災用品
消防設備保守点検・防火対象物点検・避難設備
自動火災報知設備及び消火設備設計施工

〒190-0021 立川市羽衣町3-27-19

(株)消防弘済会

TEL 042-523-3337代

FAX 042-525-3302

http://www.kousaikai.com

会計年度任用職員募集のお知らせ

- ◆業務内容 一般事務（パソコンExcel・Wordができる方）
- ◆応募期間 令和2年10月6日（火）～令和2年10月20日（火）
- ◆募集人員 若干名
- ◆報酬 規定の報酬を支給
- ◆選考方法 書類審査、面接
- ◆応募方法 令和2年10月20日（火）までに、総務課で配布、又は、檜原村ホームページに掲載された「令和2年度檜原村会計年度任用職員申込書」に必要事項を記入の上、総務課総務係まで提出してください。なお、提出された書類は返却いたしません。

◎ 問い合わせ先 総務課総務係 内線 213・216

緑の募金 ～ご協力お願いします～

森林は酸素の供給や水源のかん養、災害の防止など様々な役割を担っています。緑の募金は東京都内の森林の整備や、都市緑化の推進に活用されます。

役場会計課窓口にて、令和2年10月1日（木）～10月30日（金）の期間、募金箱を設置いたします。

みなさまのご理解・ご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 産業環境課農林産業係 内線 129・130



11月の人権・行政相談

日時 11月12日(木) 午後1時～3時
場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係
 内線 111・116

司法書士による無料法律相談のお知らせ

相続、遺言、クレジット、サラ金などで困っていること、悩みごと、わからないことはありませんか。東京司法書士会三多摩支会による無料法律相談を開催いたします。お気軽にお越しください。

日時 11月12日(木)
 午後1時～4時
 (受付時間 午後0時50分～3時30分)

場所 檜原村役場3階住民ホール

◎ 問い合わせ先
 村民課村民保険係 内線 111・116
 東京司法書士会三多摩支会
 TEL 042-527-1919

ご存知ですか？行政相談週間

10月19日(月)～25日(日)は「行政相談週間」です。

・行政相談とは

行政相談は、医療保険、年金、雇用、道路、社会福祉、交通機関など、色々な行政分野への苦情や意見、要望を受け、その解決や実現を推進するとともに、行政の制度や運営の改善に生かす仕組みです。

・行政相談委員とは

行政相談委員は市区町村ごとに、行政相談委員法に基づき、総務大臣から委嘱された民間有識者です。行政相談委員は、相談業務を通じて得られた様々な行政運用上の改善についても意見を総務大臣に述べるすることができます。

くらし

〈広告〉

一般土木工事一式

東京都知事許可(般-1)第111726号



(有)市川建材土木

檜原村2877

TEL 042-598-0513
 FAX 042-598-0047

一般建築・リフォームのことならなんでもご相談下さい！！



一般建築・リフォーム

株式会社 **光壽建築**

東京都知事許可(般-26)第123420号

代表取締役 野村 良和

〒190-0212 東京都西多摩郡檜原村435-2
 TEL 042-598-0139・042-598-0870
 FAX 042-598-1300

国民健康保険よりお知らせ

～整骨院・接骨院等に受診の皆様へ～

医療費は、皆様の保険税などから支払われます。皆様一人ひとりが健康保険の使える範囲を正しく理解し、適切な受診をすることが医療費の適正化につながります。

そこで「医療費適正化」の一環として、皆様が柔道整復師（整骨院・接骨院）等で受診されました施術内容・施術経過・負傷原因等を照会させていただく場合があります。

この照会は、柔道整復師からの請求内容が適切であるかを確認するためのものです。点検機関より皆様に、確認のための照会文書「柔道整復師（整骨院・接骨院）での受診に伴う確認について」を送付させていただきます。封書が送られてきましたら回答をご記入のうえ、期限までに必ずご返信くださいますようお願いいたします。この照会は、受診した数ヶ月後になりますので、確認のためにも領収書等の保管をお願いいたします。

ご理解とご協力をお願いいたします。

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 116・119

年末調整等説明会の中止のお知らせ

毎年11月に開催しております年末調整等説明会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、開催を全国一律で中止することとなりました。

年末調整関係用紙の配布方法につきましては、今後、村・国税庁ホームページ及び広報誌等でお知らせいたします。

ご不明な点は、下記にお問い合わせください。

◎ 年末調整に関する問い合わせ先

青梅税務署 法人課税第1部門・管理運営部門 TEL 0428-22-3185

◎ 給与支払報告書・総括表に関する問い合わせ先 村民課税務係 内線 114・117

～今月の納期～

11月2日(月)です

- ・村都民税(普通徴収)第3期
- ・国民健康保険税第4期
- ・介護保険料第4期
- ・後期高齢者医療保険料第4期

納め忘れのないようお願いいたします。

〈広告〉

消防・防災全般

備えあれば憂いなし!

消火器・住宅用火災警報器・消防ポンプ・消防団用品・防災用品全般販売・消防設備設計・施工・保守点検・建築設備・防火対象物点検

株式会社 きしの防災

東京都知事許可(般28)第83107号

〒197-0822 東京都あきる野市小川東1-2-11

TEL 042-533-2461 FAX 042-533-2462

E-mail k.bousai@if-n.ne.jp

年金生活者支援給付制度について

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の、年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには**請求書の提出が必要**です。ご案内や事務手続きは、日本年金機構(年金事務所)が実施します。

● 対象となる方

● 老齢基礎年金を受給している方

以下の要件をすべて満たしている必要があります。

- ・ 65歳以上である
- ・ 世帯全員の市町村民税が非課税となっている
- ・ 年金収入額とその他の所得額の合計が約88万円以下である

● 障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

以下の要件を満たしている必要があります。

- ・ 前年の所得額が約462万円以下である

● 請求手続き

① 新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象になる方には、日本年金機構から10月中旬頃から、**請求可能な旨のお知らせ**を送付します。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し提出してください。**令和3年2月1日までに請求手続きが完了しますと、令和2年8月分からさかのぼって受け取ることができます。**

② 年金を受給しはじめる方

年金の請求手続きと併せて年金事務所または市区町村で請求手続きをしてください。

日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください。

日本年金機構や厚生労働省から、電話でお客様の家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めることもありません。

◎ 問い合わせ先 **ねんきんダイヤル** TEL 0570-05-1165

マイナンバーカード及び電子証明書の更新について

- **マイナンバーカード(個人番号カード)は10年(未成年者は5年)、カードに格納されている電子証明書は5年の有効期限があります。**

有効期限を迎える方に対し、有効期限の2～3ヶ月前を目途に有効期限通知書が送付されます。有効期限通知書に同梱のパンフレットに更新手続きのご案内があります。

- **更新手続きについて**

マイナンバーカード・電子証明書の更新にかかる手数料は、**無料**です。

【有効期限通知書に申請書IDの記載のある方】

申請書IDの右側に「交付申請用QRコード(URL)」があります。

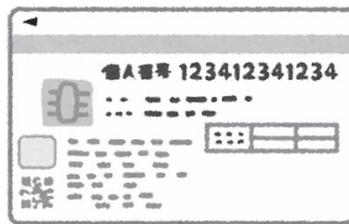
QRコードを利用したスマホ申請を、ぜひご利用ください。

【有効期限通知書に申請書IDの記載のない方】

必要書類(有効期限通知書に記載)を持ち、村民課村民保険係へお越しください。

- **マイナンバーカードの電子証明書更新手続きに関して**

マイナンバーカードの電子証明書の更新案内が届いた方に、代理で更新手続きをすると言って、マイナンバーカードと暗証番号をだまし取ろうとする不審な電話に注意してください。**見知らぬ第三者にマイナンバーカード及び暗証番号を渡してはいけません。**



◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

通知カードの新規発行及び再交付について

令和2年5月25日から通知カードの新規発行及び再交付並びに氏名、住所等の記載事項の変更を行うことができなくなったことに伴い、令和2年5月25日以降に通知カードに記載された氏名、住所等に変更がある場合、マイナンバーを証明する書類として利用できません。

手続き等でマイナンバーを証明する必要がある方は、お早めにマイナンバーカードの発行申請手続きを行うことをお勧めいたします(申請から発行までに1～2か月ほど掛かります。)

◎ 問い合わせ先 村民課村民保険係 内線 111・116

国民年金第1号被保険者で 平成31年2月1日以降に出産された方へ

産前産後期間の国民年金保険料が免除されます！

産前産後期間の国民年金保険料免除制度は、次世代育成支援の観点から国民年金第1号被保険者が出産をされた際、産前産後の国民年金保険料が一定期間免除される制度です。

■免除制度の内容

国民年金の保険料免除の仕組み

| 国民年金納付者 (現在まで全額納付の方) | 保険料負担 | 年金受給額 | |
|-------------------------|-------|-------|------|
| | 納付 | 国庫負担分 | 保険料分 |
| 現在の免除制度 (全額免除の場合) | 免除 | 国庫負担分 | なし |
| 産前産後機関の 免除制度 | 免除 | 国庫負担分 | 保険料分 |

- 産前産後期間の免除制度は、「保険料が免除された期間」も保険料を納付したものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
- 産前産後期間は付加保険料が納付できます。
- 産前産後期間の保険料を前納している場合、全額還付（返金）されます。

■届出しないと免除になりません

- 出産予定日の6か月前から届出ができ、手続きには書類が必要です。
- 平成31年2月1日以降の出産であれば、出産後の届出はいつでも可能です。
- 届出先は、お住いの市（区）役所または町村役場の国民年金担当窓口となります。

■保険料納付が免除される期間

- 出産予定日または、出産日が属する月の前月から4か月間の国民年金保険料が免除されます。
- 多胎妊娠（2人以上の赤ちゃんを同時に妊娠）の場合は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から最大6か月間の国民年金保険料が免除されます。

■手続きに必要なもの

①申出書

日本年金機構ホームページ [国民年金被保険者関係届出書 (申出書)] からいつでもダウンロードし、利用できます。年金事務所または、市区町村の国民年金担当窓口にも備え付けています。

②母子健康手帳など^{*1}（出産後は、市区町村で確認ができるため不要です）^{*2}

- ※1 郵送で届書を提出する場合は、出産予定日が確認できるページのコピーを添付してください。
- ※2 別世帯の子の場合のみ、出生証明書など出産日及び親子関係を明らかにする書類が必要です。

◎ 問い合わせ先 ・青梅年金事務所 Tel 0428-30-3410
・村民課村民保険係 内線 111・116

村で木材を買い取ります

檜原村では豊富な木材資源を有効活用するため、間伐材等で薪を製造・販売しています。そこで、薪の原料となる木材を下記のとおり買い取ります。是非、ご協力いただきますようお願い致します。

■木材の買い取り要件等

- ・ 檜原村内の木材。
- ・ 木材の種類は原則、杉・檜の丸太とします。
- ・ 木材の大きさは直径約20cm以上、長さ約4mを基準として買い取ります。
(※基準外の木材も買い取りますので、お気軽にご相談ください。)

■木材の買い取り価格 1トンあたり一律 5,000円 で買い取ります。

- ### ■搬入方法
- ・ 搬入日は毎週月曜日となっています。事前に搬入予約のうえ、薪燃料製造施設(旧南檜原小学校跡地)へ持ち込んでください。
※薪に加工できないと判断した場合は、買取りができない場合もあります。

薪(まき)・丸太の一般販売について

薪および丸太等を一般の方へ販売しておりますので、自宅で薪を使用している方は、是非ご利用ください。

■販売の種類、樹種

・ 薪(長さ40cm)、丸太(長さ40cm~4m)、杉・檜材

■販売価格

・ 薪 1パレット/6,600円(税込)(約0.7m³)

丸太 1m³/5,500円(税込)

(※ただし、用材となる材については用材価格となります。)

■購入方法

・ 事前に檜原村シルバー人材センターへ連絡し、買取日時等を調整してください。

■販売要件

・ トラック等の車両で薪燃料製造施設(旧南檜原小学校跡地)まで取りに来られる方
注) 薪・丸太の配達を希望する方は別途ご相談下さい。



ご不明な点等がありましたら、下記までお問合せください。

◎ 買取・販売 (公社)檜原村シルバー人材センター TEL 042-598-0167
産業環境課生活環境係 内線 127

「油・断・快適! 下水道 ~下水道に油を流さないで~」

・キッチンから流れた油は、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。鍋や食器に付いた油汚れは、洗う前にふき取りましょう。この行動が川や海の良好な水環境につながります。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 121・127
東京都下水道局 TEL 042-527-4828

守っていますか?? ごみ出しのマナー

ごみの出し方について、もう一度ご自分の出し方をチェックしてください。

1. 決められたごみの日・時間に出していますか?

収集日の朝8:00までに出すようにお願いします。

ごみを出す際に獣やカラスなどに荒らされてしまいますので、ごみネットをしっかりと掛けてください。

資源は正しい収集日に出さないと、長期間放置され衛生的にも景観的にも良くありません。



2. 水分の多い生ごみをだしていませんか?

生ごみの約80%は水分なので、水切りを行えばごみの減量につながります。また、水切り以外にも生ごみ処理機器を使用すると堆肥化や乾燥させることで畑・菜園の肥料として使えるのでごみの減量につながります。

村では、生ごみ処理機器の購入費に補助金を交付しています。随時受付をしていますのでご利用ください。

3. びん・缶・ペットボトルを出すときに中を洗っていますか?

資源になるびん・缶・ペットボトルは汚れていると資源にすることができません。出す際には、必ず中を洗ってから出すようにしましょう。また、ペットボトルは、ラベル・キャップをはずしてから、つぶして出してください。はずしたラベル・キャップは可燃ごみへ出してください。

4. 可燃ごみの中に「びん」や「缶」を入れていませんか?

可燃ごみの袋にびんや缶を入れて出すと、処分ができません。必ず分別してから出してください。

5. 「布」、「紙」は濡れないようにお願いします。

布・紙資源収集日が雨だった場合は、ビニールやシートをかけるなどのご協力をお願いします。濡れてしまうと資源にならなくなってしまいます。

6. 不燃ごみ・有害ごみの分別はされていますか?

不燃ごみは処理施設で破碎・選別を行い、ごみと資源の分別を行っています。粉碎する過程で卓上カセットコンロのボンベなど危険物を混ぜて出すと引火の恐れがあるため、大変危険です。混ぜて出さずに必ず分別してください。また、卓上カセットコンロのボンベやライターなどは「有害ごみ」となりますので、有害ごみ専用袋に入れて出してください。

ごみの出し方について、わからない事がありましたら村で発行した「檜原村ごみの出し方」を確認するか役場までお問合わせください。また、有害ごみ専用袋は、役場産業環境課の窓口にあります。

ご面倒でもしっかりとごみの分別をお願い致します。

◎ 問い合わせ先 産業環境課生活環境係 内線 127

福祉・けんこう

子育て支援保育料等補助金交付申請について

保育所等に在籍する児童の保護者の負担を軽減し、子育て支援を図ることを目的として、利用者負担額等の補助を行っています。

○**補助対象者** 令和2年4月分から令和2年9月分までの利用者負担額等を令和2年9月末日までに完納した保護者の方が対象です。ただし、過年度の利用者負担額等を滞納している保護者の方は、補助の対象外とします。

○**補助金額** ・第1子…月額利用者負担額等の2分の1
 ・第2子以降…月額利用者負担額等の全額

※「第1子及び第2子以降の子ども」とは、同一世帯内の18歳未満の子どもとします。

※認可保育所以外へ通われている方につきましては、下記までご連絡ください。

◎ **問い合わせ先** 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

乳幼児・子ども医療証について

10月より、乳幼児及び子ども医療証が、オレンジ色から黄緑色に切り替わります。6月中に申請された方で、9月中に新しい医療証の届いていない方は、下記の問い合わせ先までご連絡ください。

有効期限が終了した医療証は、やすらぎの里内福祉けんこう課福祉係または役場窓口までお返し下さい。また、住所、氏名、健康保険等が変更になったときは届出をお願い致します。

なお、中学3年生以下のお子さんがある家庭で、申請をされていない方は、下記までお問い合わせください。

◎ **問い合わせ先** 福祉けんこう課福祉係 TEL 042-598-3121

HOT応援隊（子育て相談事業）のご案内

檜原村子ども家庭支援センターでは、小児発達専門医と臨床心理士による子育て相談を実施いたします。お気軽にご利用ください。

☆**日 時** 11月12日（木）午後2時30分～4時30分

☆**場 所** やすらぎの里 子ども家庭支援センター

☆**対 象** 檜原村で子育てをしている保護者の方・お子様・関係機関

☆**内 容** 子育てや育児方法に関する相談

☆**相談担当** 東京西徳洲会病院 小児医療センター 医 師 二瓶 健次氏
 臨床心理士 白川 公子氏

- *費用はかかりません。
- *秘密は厳守いたします。
- *予約が必要となります。

◎ **予約・問い合わせ先** 檜原村子ども家庭支援センター TEL 042-598-3122

福祉・けんこう

檜原診療所から インフルエンザ予防接種についてのお知らせ

インフルエンザは、冬に流行する「流感」です。心肺機能や抵抗力の低下した老人や小児が、インフルエンザにかかると重症化することがあります。予防接種によって、予防だけでなく、かかった時の重症化を防ぐことが大事です。流行する前に予防接種をお受けになることをおすすめします。

接種期間 令和2年10月15日～令和3年1月30日まで
(日曜、祝日、年末年始を除く。土曜日については、檜原に住所のある、平日勤務されている方・高校生・大学生の方限定です。)

接種方法 厚生労働省の推奨する方法で実施します。
① 13歳以上の方 1回注射
② 13歳未満の方 原則とし2～4週間間隔で2回
(18歳未満の方は、保護者の付き添いが必要です。)

料 金 診療所にお問い合わせ下さい。

予約方法 予約は10月1日からお受けいたします。
予約・お問合せは、平日の午後1時から4時の間に診療所受付または電話にてお願いいたします。

ご不明な点は、診療所まで電話にてお問合せ下さい。

◎ お問い合わせ先 檜原診療所 TEL 042-598-0115

季節性インフルエンザワクチン 接種時期ご協力をお願い

ワクチンが、より必要とされている方に確実に届くように、ご協力をお願いいたします。

檜原診療所の
接種開始日は
10月15日～

※ 65歳以上の方のほか、60歳から65歳未満の慢性高度心・腎・呼吸器機能不全者等

上記以外の方は10月26日まで接種をお待ちください。

65歳以上の方の接種ができるようご協力をお願いいたします。

～皆様へのお願い～

- ・接種にあたっては、檜原診療所にお電話での予約をお願いします。
- ・感染症防止の3つの基本である①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いの徹底もお願いいたします。

◎ お問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

10月の 精神保健巡回相談

【日時】 10月19日（月）
午後2時～4時

ご自身やご家族等のこころの健康について、
専門医と保健師がご自宅に訪問して相談に応
じます。秘密は厳守いたします（費用無料）。

10月・11月の栄養相談

【日時】 10月28日（水）
11月11日（水）
午前9時30分～午後3時

【会場】 やすらぎの里 保健センター
（けんこう館2階）

ご自身やご家族の栄養についての疑問や食
事療法などについて、栄養士・保健師がご相
談に応じます。

★ご利用される場合には、ご予約が必要となります。詳細につきましては、お問い合わせください。

歯・口の 地域訪問相談会

【日時】 10月27日（火）
午前10時～正午

【会場】 数馬自治会館

ご自身やご家族のお口の健康予防・改善に
ついて訪問歯科衛生士がご相談に応じます。

☆費用はかかりません。

☆申し込み不要、直接会場へお越しください。

☆新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の
ため、マスクを着用してお越しください。

栄養教室

ヘルシ～ひのほらいふ

栄養教室「ヘルシ～ひのほらいふ」を行いま
す。

みなさんが健康で豊かな生活を実現してい
けるよう、健康に関する正しい情報をお伝え
する場、正しい食生活を身に付けていただく
場として、今年度4回目のテーマは「血圧」
です。血圧が上がりやすい季節を迎える前に、
知識を備えておくために、ぜひご参加くださ
い。

【対象者】 ご興味のある方は、どなたで
もお申込みいただけます（定
員12名です。11月6日（金）
までにお申込みください。）。

【日 時】 11月18日（水）
午前10時～午後1時

【場 所】 やすらぎの里 保健センター

◎ 申し込み・問い合わせ先 福祉けんこう課けんこう係 TEL 042-598-3121

こちら地域包括支援センターです!!

○ 高齢者の権利を守りましょう

平成18年4月「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。

高齢者虐待は、命に関わらなくても、暴言や無視、食事や水分を十分に与えない、必要な医療や介護サービスが家族の都合で受けられない、本人の意思に反して年金を使う等も含まれます。虐待は、様々な要因が重なり生じますが、介護者のストレスや介護に関する知識不足等が虐待へと繋がることもあります。

この法律には「養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない」と明記されています。虐待を予防するには、地域住民の方の早期発見や見守り体制がとても大切です。

ご家族や知人の方等気がなることがありましたら、匿名にて対応させていただきますので、虐待が深刻化しないためにも当センターへご相談ください。

◎ 問い合わせ先 檜原村地域包括支援センター Tel 042-598-3121

檜原村 くらしとしごとの相談会

経済的な問題で生活に困っている。働きたいのに長く失業している。働いた経験がない。家族の引きこもりやニートで悩んでいる。家計の管理が苦手。子どもの学習で悩んでいる。こんな悩みを抱える方のために相談会を行っています。専門スタッフが相談内容に応じて個別に支援します。

- 日 時 毎週月曜日（年末年始・祝日を除く）午後1時30分～2時30分
- 場 所 やすらぎの里けんこう館 ●対 象 村内在住の方 ●費 用 無料

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

◆新型コロナウイルスの影響で相談会が中止になる場合もあります。中止となった場合でも、電話でのご相談は随時受け付けております。

『学びの広場 ホットスペース ちえの輪』を 児童館で開催しています!

宿題の解き方を教え合ったり、時には仲間とイベント（スライム作り、ハロウィンパーティー、クリスマス会など）を楽しみながら、ここに集まったみんなの将来を切りひらいていきます。

- 日 時 毎週月曜日（祝日・年末年始はお休みとなります）午後3時～5時
- 場 所 檜原村児童館（やすらぎの里内）
- 対 象 村内在住の原則、小学生～中学生の方（中学校卒業後～18歳の場合はご相談ください）
- 費 用 無料

●利用方法 利用には保護者から西多摩くらしの相談センターへの申込みが必要です。

利用をご希望の方は下記までご連絡ください。

随時見学参加を受け付けています。お気軽にお越しください。

◆新型コロナウイルスの影響で開催中止になる場合もあります。

●関係協力機関 檜原村・檜原村社会福祉協議会

※上記に関するお問い合わせは、檜原村児童館には行わないでください。

◎ 問い合わせ先 西多摩くらしの相談センター Tel 0428-25-3501
ホームページ <http://kurashinosoudan.net/>



教育・文化

教養講座のご案内

新型コロナウイルス感染拡大防止対策を実施し、教室を開催しています。ご協力をお願いします。

俳句教室を開催しています

俳句に興味のある方、俳句教室を開催していますので参加してみませんか。

- ▽日時 10月15日(木)・11月19日(木)・12月17日(木)
午後1時30分～3時
- ▽会場 檜原村役場会議室

◎ 問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

水墨画教室を開催します

4日間の水墨画教室を開催します。四季折々の風景などに筆を走らせて、可憐な「墨絵」の世界に触れてみませんか。

皆さんのお申し込みをお待ちしております。

- 日時 11月2日(月)・9日(月)・16日(月)・24日(火)
午後1時30分～3時まで
- 場所 檜原村福祉センター
- 講師 吉野 富永氏(村内在住)
- 定員 15名(先着順)
- 参加費 無料
- 対象 村内在住・在勤者
- 持ち物 雑巾(筆や墨汁等は教育委員会で用意します。)
- 申し込み 10月30日(金)までに電話でお申し込み下さい。

※汚れてもよい服装で参加して下さい。

水彩画教室を開催します

水彩画教室を開催します。

四季折々のお花や野菜などを描いてみませんか。

皆さんのお申し込みをお待ちしております。

- 日時 10月20日(火)・11月17日(火)・12月15日(火)
午後1時30分～3時まで
- 場所 檜原村やすらぎの里
- 講師 菊池 幸子氏(村内在住)
- 定員 10名(先着順)
- 参加費 無料
- 対象 村内在住・在勤者
- 持ち物 雑巾
- 申し込み 電話でお申し込み。

※汚れてもよい服装で参加して下さい。

◎ 申し込み・問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

新型コロナウイルス関係

今後の各種イベント等の中止について

新型コロナウイルス感染拡大を防ぐことを考慮し、以下に記載した各種イベント等につきましては、中止といたします。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

<中止となるイベント>

ジュニアスキー教室

ジュニアスケート教室

◎ 問い合わせ先 教育課社会教育係 内線 226

その他

あきる野商工会からのお知らせ

「住宅改修工事等助成事業（コロナ・自然災害対応型）」ご案内

あきる野商工会では、檜原村またはあきる野市の住民の方が、新型コロナウイルス感染症拡大防止及び自然災害対策のために地区内個人住宅の改修工事等をあきる野商工会会員事業者（管内に本店登記が無く、規模の大きい事業者などは対象外）によって行った場合に、その費用の一部を助成する事業を実施します。この機会に地域事業者を活用し、住宅における「感染症拡大防止対策の工事」「自然災害への対策工事」「居住空間の快適さを高める改修工事」の当制度をご活用ください。

令和2年10月5日（月）以降、商工会へ申請した後に工事着工し、令和3年2月26日（金）までに完了報告を提出できる10万円以上（税抜）の工事に対し、見積額または工事完了後の支払額のいずれか少ない額の5%で、1世帯年1回限り10万円を上限に助成します（但し予算額に達するまで）。申請については、最低2社が発行した見積書の添付が必要となります。詳細については、お問い合わせください。

◎ 問い合わせ先 あきる野商工会 TEL 042-559-4511・042-596-2511

秋の火災予防運動を実施します

令和2年度東京消防庁防火標語

「もう一度 確認 安心 火の用心」

作者 ^{すがの}菅野 ^{みか}珠加さん（江戸川区在住）

11月9日(月)から11月15日(日)まで、秋の火災予防運動を実施します。秋川消防署では、この運動期間中の11月10日(火)に地域に広く火災予防を広報するため、秋川ふれあいセンター(あきる野市平沢175-4)において「防火のつどい」を開催します。

「防火のつどい」は2部構成とし、第1部では「火災予防業務協力者等に対する表彰」を実施し、第2部ではゲストに元宝塚歌劇団俳優の中島 ^{なかじま}星乃さんと藤本 ^{ふしもと}麗華さんのお二人をお招きし、「防災コンサート」を実施します。詳しくは、秋川消防署ホームページをご覧ください。

第二回秋川流域花火大会開催のお知らせ

2020年10月24日(土)19時 打上開始 場所：非公開

※雨天延期日 11月28日(土)19時 打上開始

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、打ち上げ場所は非公開とさせていただきます。

昨年、あきる野青年会議所として初めて実施をさせていただきました秋川流域花火大会を、本年度も実施します。

本年度のコンセプトは、**For tomorrow ~秋川流域 一致団結~** です。

コロナ禍の中、開催の可否を最期まで悩みましたが、昨年花火を見てくださった多くの方から、また実施をして欲しいとお声がけをいただき何とか開催が出来る方法を模索して参りました。

今回は、多くの地域住民が集う観覧会場の設置を行わず、皆さまが自宅で鑑賞いただけるよう、打上げのみの実施とします。打上げ会場は非公開とさせて頂き日時のみのご案内となりますが、多くの皆さまにご自宅での鑑賞が出来るよう、YouTubeでの生LIVE配信も実施させていただきます。

新型コロナウイルスの影響を大きく受けた上半期ではございますが、花火を見てくださった地域の方々に少しでも笑顔になり、今後の秋川流域の活性化の一助となるべく、開催させていただきたいと考えております。

是非、ご自宅でご鑑賞ください。

その他

東京都最低賃金

*東京都最低賃金は、時間額1,013円です。

東京都内で働く全ての労働者に適用されます。

◎ 問い合わせ先

最低賃金について 東京労働局労働基準部賃金課 TEL 03-3512-1614(直通)

最低賃金及び業務改善助成金について

東京働き方改革推進支援センター TEL 0120-232-865

キャリアアップ助成金・人材確保等支援助成金について

事業所の所在地を管轄するハローワーク又は東京労働局ハローワーク助成金事務センター助成金第二係

10月は不正軽油防止強化月間です

10月は不正軽油防止強化月間です。

不正軽油とは、軽油引取税が課税されない灯油や重油等と軽油を不正に混ぜ、軽油と称して販売・使用されているもので、軽油引取税の納付を不正に免れる脱税行為であるとともに、大気汚染の原因ともなる犯罪行為です。

不正軽油に関する情報がありましたら、不正軽油110番までご連絡ください。

◎ 問い合わせ先 不正軽油110番 TEL 0120-231-793
課税部課税指導課 TEL 03-5388-2958

その他

新型コロナウイルス感染症対策に伴う 都税事務所等業務体制縮小のお知らせ

新型コロナウイルス感染症対策のため、都税事務所等における業務運営体制を縮小しております。郵送や電子申告によるお手続き、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。

詳細は、主税局ホームページをご覧ください。

<https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/raicyou.html>

駐車監視員資格者講習の実施

| | |
|-------|---------------------------|
| 講習名 | 駐車監視員資格者講習 |
| 講習日 | 令和3年1月18日(月)・19日(火) |
| 考查日 | 令和3年1月25日(月) |
| 実施場所 | 東京ビックサイト 会議棟6階 |
| 募集人員 | 400名 |
| 申込期間 | 令和2年11月2日(月)から11月30日(月)まで |
| 講習手数料 | 20,000円 |

◎ 問い合わせ先 警視庁放置駐車対策センター TEL 03-3581-4321

檜原村地域おこし協力隊 ひのほらだより

Vol.52



左から、土井智子、土井卓哉、工藤里奈、大倉悠揮、高橋春香

たかはし はるか
高橋 春香（笛吹在住）

10月に入り過ごしやすい季節が続いています。今年こそ村内全てを巡ろうと楽しみにしていたお祭りも中止。あの音が聞こえないと少し寂しくなります。

さて8月から月1回、児童館で子どもたちとネイチャーゲームをさせていただいております。自然を使って自然の中で遊ぶゲーム。私より子どもたちの方が自然の楽しみ方を知っているなぁと感心し、勉強になります。さすが檜原村の子！毎回、子どもたちと自然からパワーをたくさんもらい、エネルギーッシュな秋になりそうです。



皆で自然を楽しむ！

どい たくや
土井 卓哉（和田在住）

残暑厳しかった夏も終わり、秋の気配が近づく季節になりました。昨年の今頃は、人里祭りで初獅子を舞い終えた達成感と先輩方の迫力に興奮冷めやらぬ余韻と筋肉痛に浸っている頃。残念ながら今年の開催は見送られてしまいましたが、来年に向けてカッコ良く狂えるように体力づくりと獅子舞いの研究を始めないと！と思いますなかなか長続きしない私ですが、体に鞭を打ってやります！今年こそは!?



去年の五社神社参道の様子

どい ともこ
土井 智子（和田在住）

お祭りやイベントが続いた昨年の秋。今年の土井家は畑づくりをしたり、将来にむけて活動を始めたりしています。その活動の1つとして、畑をお借りして獣害が少ないものを植えることにしました。それはハーブやスパイス、薬草です。昔から村にあるものや、土地に合ったものを植えていきたいと思います。皆様、檜原村に昔からある薬草についてご存知の方は教えて下さい！また、一緒に活動して下さる方を募集しています！土井までご連絡をお願いします。



檜原の夕暮れ。絵になりますね

おおくら ゆうき
大倉 悠揮（宮ヶ谷戸在住）



こちらに来て1年になりました。今年はコロナの影響で秋に開催する予定のイベントがつつぎ中止になり、静かな日々を送っております。小沢では着々とおもちゃ美術館、焼酎工場の建設が進んでおります。特におもちゃ美術館は工房隣で作業が進められているので、日々出来上がっていく様子が見れて職人の方に感心しております。ガチャガチャに関しては村内にも順調に設置し始め、現在は山の店や数馬の湯などに設置しております。今後も西多摩地区を中心に続々設置予定なので見かけた際はぜひ回してみてください。

くどう りな
工藤 里奈（出畑在住）

食欲の秋、スポーツの秋、読書の秋…。皆さんはどんな初秋をお過ごしですか。私は檜原村で迎えるはじめての秋を心待ちにしていました。色づく草木を眺めながら庭でヤマメの塩焼きを味わう日を今か今かと待っています。また、最近では自分で何でも作れるようになりたく工具を購入しました。都会に住んでいた頃は、欲しい物や必要な物はすぐにお店に行き買っていましたが、今は工夫をしてあるものでどうにかする！という精神に変わってきました。また、物も簡単に捨てなくなりました。今までより時間もお金も大切に出来て、少しずつ村民らしくなっているのかなぁ、と嬉しい今日この頃です。



今年は沢山川遊びをしました。

その他

学校だより

いま、檜原小学校では

体験のシャワーを通して

《生活科・外国語活動（1年）》

1年生の外国語活動では、ダナ先生を招いて体を動かしたり、ゲームを取り入れたりしながら、外国語の表現にふれています。子供たちは、楽しみながら「ドッグス、キャッツ」などと話していました。

1年生の生活科では、虫取りをしたり、水遊びをしたりすることを通して、植物のことや友達とどのように協力するかについて学んでいます。子供たちの「やってみたい。」という思いを大切に学習を進めています。



《役場訪問（2年）》

7月7日に、2年生が生活科の学習で檜原村役場に行ってきました。15名の子供たちは、坂本村長から檜原村の役場のお仕事の内容を聞いたり、村議会を行っている場所の様子を参観したりしました。

学校の中だけでは、分からないことを実際に体験したり、役場で働いている人の声を直接聞いたりすることを通して、「すごい」「なるほど」などしっかりと学習することができました。



【10・11月のおもな学校行事予定】

- 10月 2日(金) 図書館訪問(1～4年)
- 10月 5日(月) オリパラ授業
- 10月 6日(火) 玉川上水見学(4年)
- 10月 7日(水) 避難訓練
- 10月 8日(木) お店見学(3年)
- 10月20日(火) 生活科見学(1・2年)
- 10月30日(金) 南地域めぐり(3年)

- 11月 5日(木) 臨海学園(5年)6日まで
- 11月 7日(土) 東京都教育の日
- 11月13日(金) 図書館訪問(1～4年)
- 11月19日(木) 消防署見学(3年)
- 11月20日(金) 東京グローバルゲートウェイ訪問(6年)
- 11月24日(火) ユニセフ集会
- 11月26日(木) ユニセフ募金
- 11月28日(土) 檜原学園マラソン大会・学校公開

檜原村のマンホールデザイン

檜原中学校



どの街にもあるマンホール。その蓋には地域の様子が描かれたものも少なくありません。檜原中学校では、毎年、美術の時間に檜原村の名所や伝統芸能を題材にマンホールの蓋のデザインを考え、ステンシルで表現しています。今回は中学2年生5名の作品です。

※ステンシルとは、型染の一種で、型紙の模様を切り抜いた部分に絵具等を摺り込む版画技法です。

本誌に掲載されております各種事業等は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、今後延期・中止となることがありますので、ご承知おきください。

休日診療医療機関名のお知らせ

| 日(曜日) | 医療機関名 | 住所 | 電話 | 日(曜日) | 医療機関名 | 住所 | 電話 |
|----------|--------|---------------|--------------|--------|---------|-----------------|--------------|
| 10月4日(日) | 奥村整形外科 | あきる野市 下代継19-1 | 042-518-2730 | 18日(日) | 清水耳鼻咽喉科 | あきる野市 五日市1039-1 | 042-596-6311 |
| 11日(日) | 近藤医院 | あきる野市 油平35 | 042-558-0506 | 25日(日) | 草花クリニック | あきる野市 草花2724 | 042-558-7127 |

受付時間 午前9時～午前11時45分・午後1時～午後4時45分

* 午後の診療時間は、変更となる場合がありますので、事前のご確認をお願いします。また、受診の際は診療科目を事前に確認して下さい。

テレホンサービスによる診療案内

東京消防庁救急相談センター TEL 042-521-2323 携帯電話・PHSは#7119
 秋川消防署 TEL 042-595-0119
 東京都保健医療情報センター TEL 03-5272-0303

世帯と人口 (9月1日現在)

()内は前月比
 世帯数 1,165 世帯(±0) 人口 2,123人 (3増)
 男 1,053人 (2増) 女 1,070人 (1増)

～今月の表紙～ 「都民の森クライミングウォール」

檜原都民の森に、全高6.2メートル、全幅5.51メートルのクライミングウォールができました。
 ※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、一般公開は見合わせています。